

平成 27 年 11 月 18 日

マンション建替等専門家相談における専門家補助員名簿への 登録申請について（第 3 回）

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会

本会では、国土交通省からの協力依頼を受けて、マンション建替等専門家相談体制の整備を進めております。マンション建替等専門家相談体制において適切に業務を行える者（専門家補助員）の育成及び当該補助員の名簿作成等も併せて要請されていることから、本会では、「マンション敷地売却制度に関する研修」の受講（単位取得）を、マンション建替等専門家相談における専門家補助員名簿への登録申請要件としたうえで、当該研修の受講者から、同相談体制（業務）への参加希望者を募ることとしたものです。

つきましては、マンション建替等専門家相談体制において相談業務を行うことを希望される方は、本会において実施する「マンション敷地売却制度に関する研修」を受講いただくとともに、下記の要領により、本会へ専門家補助員名簿に係る登録申請を行われますようお願い申し上げます。

記

1. 登録要件

専門家補助員への登録にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

- ①本会会員であること。
- ②「マンション敷地売却制度に関する研修」を受講して、単位認定がされていること。

※ 本研修の受講形態は、集合研修（平成 27 年 6 月 12 日（東京）・19 日（大阪）に実施）又は e ラーニング（平成 27 年 8 月 4 日配信開始）、いずれでも構いません。

2. 申請方法

登録をご希望される方は、別添の「専門家補助員の登録申請書（兼 研修受講終了届出書）」に必要事項をご記入（又はご入力）のうえ、郵送にて、本会業務課に申請を行ってください。送付先は次のとおりです。

（送付先）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル 9 階
公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 業務課 宛

※ 申請書（Excel 形式）は、本会ホームページに掲載しておりますので、そちらをご利用ください。

※ お申込み時には、角型 2 号（A4 サイズが入る）封筒の表面に、朱書きで「マンション建替等専門家補助員 登録申請」と記載のうえ、ご送付ください。

3. 申請受付期限

平成 27 年 12 月 7 日（月）まで（必着）

※ 同日までに登録申請があった方については、国土交通省に提出する専門家補助員名簿への登録（第 3 回目）をいたします。

なお、専門家補助員の募集は、今後も継続して行い、順次名簿への登録、国土交通省への提出を行ってまいります。

4. その他

(1) 個人情報の取り扱いについて

(利用目的について)

- ・ お預かりした専門家補助員の登録申請書、並びに同申請書への記入内容（以下、個人情報とする。）は、専門家補助員の登録に係る事務・情報連絡のためのみに利用させていただきます。

(提供・開示について)

専門家補助員への登録申請にあたり、次の事項をあらかじめご承認いただくものとします。

- ・ 個人情報を国土交通省、(公財)住宅リフォーム・紛争解決支援センター、日本弁護士連合会及び各単位弁護士会（住宅紛争審査会）へ提出すること。
- ・ 利用目的の範囲内で個人情報をその他の本相談体制関係機関等へ提出すること。

(2) 登録受理通知について

本申請が受理され、名簿に登録がなされた場合、ホームページの「マンション建替等専門家相談における専門家補助員名簿一覧」に公表いたしますので、これをもって、登録受理通知に替えさせていただきます。

(3) 担当する専門家補助員の調整・指名について

弁護士会（住宅紛争審査会）において、登録済みの専門家補助員の中から相談を担当する者（担当補助員）を指名し、初回相談の実施日程等を調整します。

(4) 鑑定評価額等の表示の禁止について

対面相談（上限3回の無料相談）においては、相談者に対して鑑定評価額、調査評価額・賃料等を表示することは、禁止されています。

(5) 直受の禁止について

マンション建替等専門家相談は、弁護士等の専門家が第三者として相談に応じるものであり、相談に係る物件の調査・査定、事件の解決などを担当相談員・補助員がそのまま専門士業者として受任すること（いわゆる直受）は、禁止しています。

相談者が別件の調査・査定を依頼してきた場合は、直受せず、本会業務課に問い合わせるよう、相談者に案内してください。

(6) 担当補助員への謝金等の支払いについて

弁護士会事務局において、担当補助員に対して、報酬の支払いがなされます。専門家補助員に支払われる報酬は、以下のとおりです。

①相談料

1時間当たり 10,300 円（消費税等含む）です。相談時間の上限は、事前準備並びに事後報告も含めて相談1回当たり4時間です（ただし、担当相談員（弁護士）が必要と判断した場合はこの限りではありません。）。

②出張手当（出張相談の場合のみ）

相談者の住居所等へ赴いてマンション建替等専門家相談を行った場合（出張相談）、移動に要した時間数に応じて、出張手当として1時間当たり 10,300 円（消費税等含む。）を上記相談料とは別に支払います（上限は10時間です。）。

③交通費

1人1日当たり 3,100 円（消費税等含む。）です。出張相談の場合の旅費がこれを超える場合は、その実費を支払います。

(7) その他マンション建替等専門家相談についての概要は、別紙1「平成27年度マンション建替等専門家相談の仕組み・流れ等について」(PDF)をご参照ください。

以上

<お問い合わせ先>

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会（業務課）
電話 03 - 3434 - 2301 / FAX 03 - 3436 - 6450
e-mail : gyomuka@fudousan-kanteishi.or.jp